

第2章 環境保全の総合的推進

第1節 行政組織

1 県の行政組織

〔本 庁〕

公害の防止、環境の保全等の推進のため、県では昭和43年の環境保全係の新設以降、行政需要に応じた組織機構の整備と充実を図ってきた。

平成7年度には、幅広い環境問題に対応し、環境関係部門を一元化するため、「環境局」を新設し、平成12年度には、県民生活に直結した環境問題に総合的・横断的に取り組むため、環境局を含めて「県民」施策を中心的に所掌する「県民環境部」を設置した。

平成15年度には、原子力安全対策を専門的・一元的に取り組む「原子力安全対策推進監」を配置するとともに、水環境の保全に関する一貫した業務の実施を行うため、水質指導係及び水質保全係を統合し水環境係を設置し、土壌汚染対策を一元的に推進するため、土壌汚染対策係を設置した。また、えひめエコランド構想の実現に向けた循環型社会構築の推進体制を強化するため、えひめ循環型社会推進計画全般の業務を行う「計画推進係」と、環境ビジネスの育成・支援業務を行う「環境産業振興係」を新設した。

平成20年度には、地球温暖化対策や循環型社会の形成など環境行政の一体的な推進を図るため、技術面での統括者となる「環境技術専門監」を設置した。また、廃棄物対策とリサイクル対策に一体的に取り組む、施策を効率的に推進するため、廃棄物対策課を「循環型社会推進課」に改称した。さらに、地方局への権限委譲に伴う事務の効率化のため、環境審査係と地球環境係を「大気・環境評価係」に、水環境係と土壌汚染対策係を「水・土壌環境係」にそれぞれ統合するとともに、地球温暖化対策の充実・強化のため「温暖化対策係」を新設した。

平成21年度には、自然公園等の自然環境の保護と利用の促進に効率的かつ一体的に取り組むため、自然保護係と自然公園施設係を「自然公園係」に統合した。

平成22年度には、温室効果ガス排出量削減に向けた効率的かつ効果的な施策展開を図るため、温暖化対策係を温暖化対策の総合企画等を行う「温暖化企画係」と、温暖化対策事業の推進に取り組む「温暖化対策係」に分割・設置した。

平成23年6月16日には、東日本大震災を踏まえ、原子力安全対策の一元化を図るため、「原子力安全対策推進監」、「原子力安全係」を県民環境部防災局へ移管し、「原子力安全対策課」を新設した。

平成24年度には、業務執行リーダー制の全庁的な導入に合わせ、循環型社会推進課における警察官（併任）の不法投棄防止対策や環境犯罪の未然防止に関する役割を明確にするため「課長補佐」を「廃棄物監視指導官」に改称した。また、「生物多様性えひめ戦略」に基づき、生物多様性の保全・再生・管理に向けた施策を推進するため、自然保護課野生生物係を「生物多様性係」に改称した。

平成25年度は、地球温暖化防止実行計画に基づき、温暖化防止施策を効果的かつ効率的に推進するため、環境政策課温暖化企画係と温暖化対策係を統合し、「温暖化対策グループ」を設置

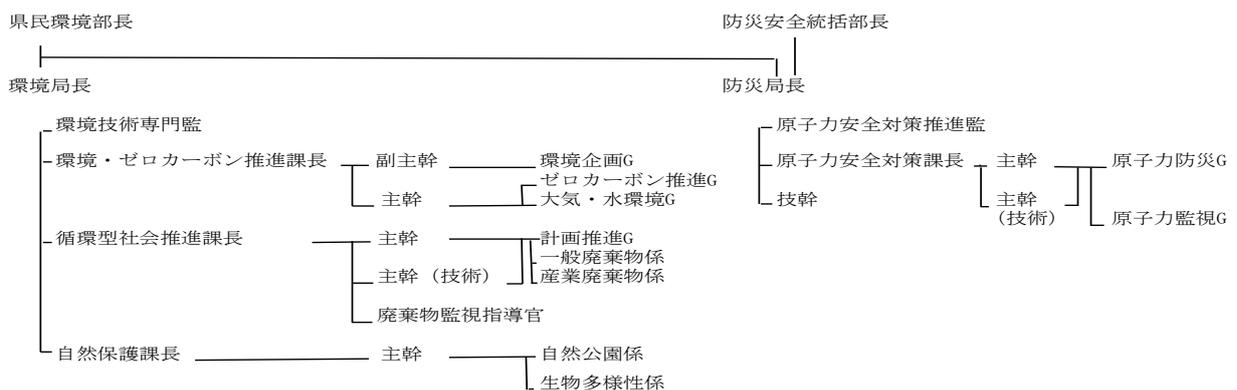
した。

平成 27 年度には、南海トラフ巨大地震をはじめとする「防災・減災対策」、「原子力防災対策」の一層の充実・強化を図る観点から、知事直轄で迅速かつ部局横断的に実施することとし、その全体を統括する新たなポストとして「防災安全統括部長」を新設した。また、循環型社会づくりに向けた 3R の推進などの各種施策を機動的かつ効果的に実施するため、循環型社会推進課計画推進係と環境産業振興係を統合し「計画推進グループ」を設置した。

令和 5 年度には、喫緊の課題である地球温暖化対策の体制強化を図るため、環境政策課を「環境・ゼロカーボン推進課」に改称し、環境計画係を「環境企画グループ」に、温暖化対策グループを「ゼロカーボン推進グループ」に改めるとともに、大気・環境評価係、水道整備係及び水・土壌環境係を統合し「大気・水環境グループ」を設置した。

令和 6 年度には、国における水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、水道関係用務が環境・ゼロカーボン推進課から土木部道路都市局都市整備課に移管された。

【令和 7 年 4 月 1 日現在】



〔出先機関〕

平成 10 年 4 月 1 日、地域保健法の施行に伴う保健所機能の強化及び広域化を図るため、14 か所の保健所を 8 か所に再編するとともに、均衡のとれた保健サービスの提供ができるよう、中央保健所に 6 か所の支所を設置、中央保健所には、環境公害関係業務の増大に対応するため、「環境保全課」を設置した。また、衛生分野及び環境・公害分野の試験研究・監視指導体制を総合化するため、衛生研究所及び環境保全センターを統合して「衛生環境研究所」を設置した。

平成 15 年度には、衛生環境研究所に、原子力安全対策に関する県民の不安を解消するため、環境放射能に関する調査・分析部門を独立させ、環境調査課を新設した。

平成 16 年度には、廃棄物の適切な処理の指導を行うため、各保健所の環境保全課内に廃棄物指導係を設置した。

また、平成 17 年 3 月 31 日をもって新居浜保健所、大洲保健所及び支所（全 6 支所）を廃止した。

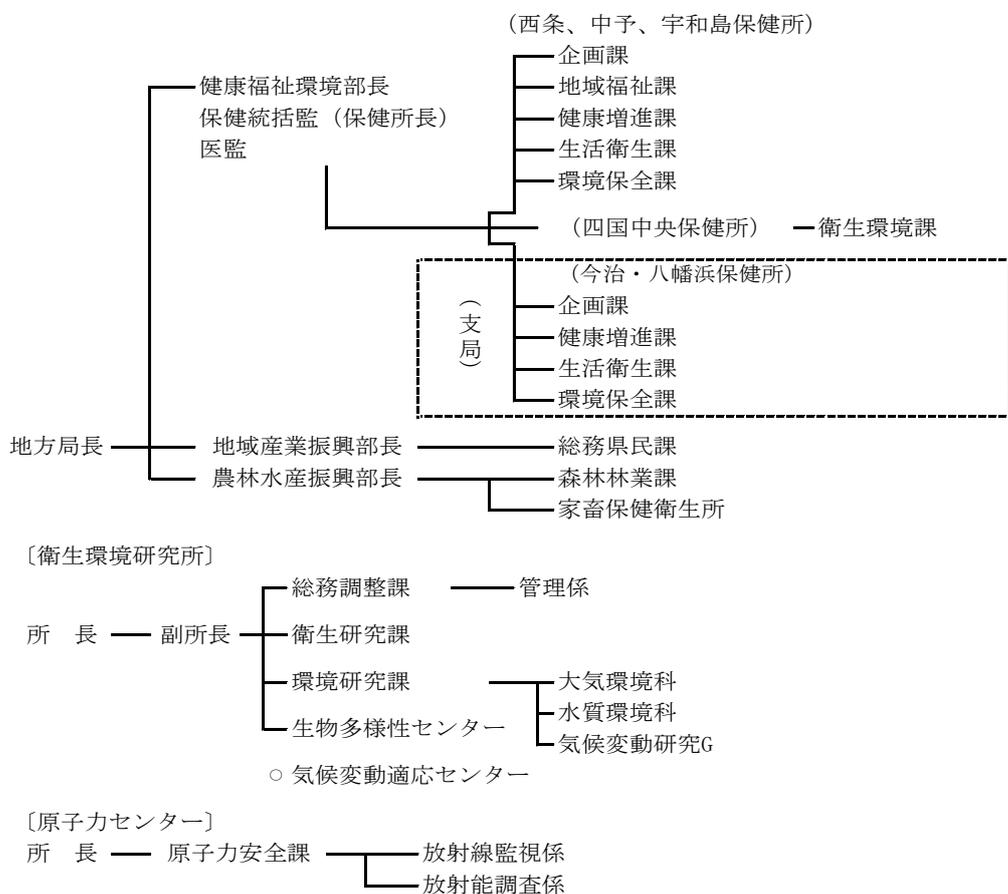
平成 20 年度には、試験研究内容の調整や、他の試験研究機関との連携による共同研究等を積極的に推進するため、衛生環境研究所の総務課を「総務調整課」に改め、調整機能の強化を図ると

ともに、衛生環境研究所の放射線監視機能を、八幡浜支局環境保全課内に設置された「原子力安全室」に移管し、安全確認機能の充実を図った。

平成 22 年 10 月 1 日には、伊方発電所への安全監視機能の充実強化を図るため、衛生環境研究所と八幡浜支局環境保全課原子力安全室に分散していた監視機能を一箇所に集約した「愛媛県原子力センター」を八幡浜市保内町に設置した。

平成 24 年度には、松山保健所を「中予保健所」に改称したほか、「生物多様性えひめ戦略」の具体的な推進を図るため、希少野生動植物等の調査・研究をはじめ、情報収集・分析や標本管理、普及啓発等を一括して行う「生物多様性センター」を衛生環境研究所内に設置した。

令和 2 年度には、気候変動適応法に基づく気候変動影響や適応に関する推進拠点を整備するとともに、生態系の保全を図るための体制を強化するため、「気候変動適応センター」を衛生環境研究所内に設置した。



2 環境創造センター

環境創造のための先進的技術及び施策並びに微生物等自然の浄化能力を活用した自然環境再生の検討・研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成 12 年 4 月に環境科学の第一人者である立川涼氏を所長に迎え、「愛媛県環境創造センター」を設立し、地球温暖化防止対策及び循環型社会の創造に向けた地域特有のバイオマスの利活用方策等の検討、湖沼等水質浄化技術の実証、生物多様性の保全方針の検討などの施策を実施し、本県における環境研究、施策等の強化を図っ

た。このほか、環境関連の実務者や環境保全活動者などを対象に、より高度な環境知識を修得してもらうため、「えひめ環境大学」の開催などを行っている。

なお、令和5年4月には、森田所長の退任を受け、前愛媛大学大学院理工学研究所教授の佐藤久子氏を新たな所長に迎え、引き続き先進的な環境技術の開発や環境政策の企画・立案等に取り組んでいる。（H12～H22：立川 涼、H23～R4：森田 昌敏）

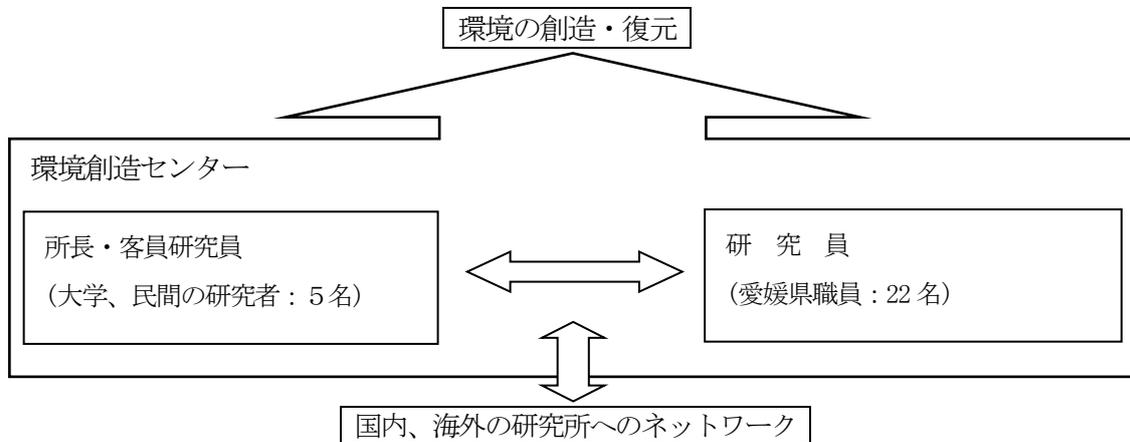
センターの運営については、設置以来、社会情勢等が大きく変化し、求められる役割等も変化していることから、佐藤所長との協議の結果、「研究をリードする」役割から「研究と行政を繋ぐ」役割へと、その運営方針等を見直し、令和6年5月に設置要綱を改正した。

○設立年月日：平成12年4月1日

○構 成 員：環境創造センター所長：佐藤 久子

客員研究員：5名（県内外の大学や民間の第一線の研究者）

研 究 員：22名（県職員）



3 愛媛県環境審議会

都道府県における環境の保全に関する基本的事項の調査・審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第43条第1項の規定により、「愛媛県環境審議会」が平成6年8月1日に設置された。

その背景は、環境問題を解決していくためには、地域における取組が不可欠であり、地域の具体的な環境保全対策にも、地域の有識者、住民代表等の意見を反映することが望ましいことから、国に中央環境審議会が設置されることに対応して、都道府県に都道府県環境審議会を設置することとされたものである。

また、地方分権一括法の施行に伴い、都道府県環境審議会と自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全審議会との必置規制（名称規制）が弾力化され、両審議会を統合することができることとされたことから、平成12年4月1日に「愛媛県環境審議会」と「愛媛県自然環境保全審議会」（昭和48年12月設置）とを統合するとともに、常設の3部会（自然環境部会・鳥獣保護部会・温泉部会）を設置し、環境に関する調査・審議の一元化を図り、総合的に対処することとした。

その後、地下水の汚染対策の調査・審議を行う必要が生じたことから、平成12年12月22日に、

常設の化学物質環境保全部会を設置するとともに、平成13年8月7日には、地球温暖化対策などの計画策定を審議するために、常設の温暖化対策部会を設置した。

なお、審議会運営の効率化のため、平成20年度に、審議会委員を30人から16人に、水質特別委員を5人から2人に減員した。

愛媛県環境審議会は、基本的事項の調査・審議のほか、地域の環境保全に関する重要事項、個別の行政処分を行うに当たっての審議、審議会の発意による知事への意見具申など、広く環境保全に関する調査・審議を行うものであり、令和6年度における愛媛県環境審議会の開催状況は、表1-2-1のとおりである。

また、愛媛県環境審議会の法律及び条例に基づく審議事項は、資料編1-3のとおりである。

表1-2-1 愛媛県環境審議会の開催状況

年 度	開催年月日	審 議 事 項
令和6年度	令和6年6月21日	第1回温暖化対策部会 ○第四次えひめ環境基本計画の策定について（策定方針・骨子等）
	令和6年8月5日	第1回鳥獣保護管理部会 ○三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区の指定について ○佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について
	令和6年9月12日	第2回温暖化対策部会 ○第四次えひめ環境基本計画の策定について（素案審議）
	令和6年10月22日	第3回温暖化対策部会 ○第四次えひめ環境基本計画の策定について （パブリック・コメント案審議）
	令和6年12月18日 （書面開催）	第1回環境審議会 ○会長の互選について ○会長代理の指名について ○各部会部会長及び部会委員の指名について
	令和7年1月22日	第4回温暖化対策部会 ○第四次えひめ環境基本計画の策定について（最終案審議）
	令和7年2月17日	第1回温泉部会 ○土地掘削許可申請について
	令和7年2月18日	第2回環境審議会 ○愛媛県栄養塩類管理計画について ○令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ○第四次えひめ環境基本計画の策定について

第2節 愛媛県環境基本条例

1 制定の背景

わたしたちのふるさと愛媛は、瀬戸内海、宇和海、石鎚山などの豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれており、この豊かな環境を守り、育て、将来の世代に継承していくため、日常生活や事業活動そのものが環境に負荷を与えないように心掛け、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築できるよう、行政、事業者、県民すべての主体が、自らの責務を認識し、公平な役割分担の下に、環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。

しかし、今日の環境問題は、従来の産業公害の発生や無秩序な開発行為などの環境の悪化にとどまらず、都市化の進展と大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の定着による都市・生活型公害や廃棄物排出量の増大などの環境への負荷の増大、住民の快適な環境を求める意識や自然とのふれあいへのニーズの高まり、さらに、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球的な規模で対応すべき環境問題など、ますます複雑多様化している。こうした今日の環境課題に対処していくためには、国のみならず、地方公共団体においても、環境の保全に関する多様な施策を適切に講ずることが必要である。

このため、県においても、既存の公害防止条例や自然環境保全条例という個別の問題対処型の枠組みだけでなく、すべての社会経済活動が環境に配慮されたものとなるよう、総合的な視点から環境の保全に関する施策を推進していくための基本的な理念とこれに基づく基本的な施策の総合的な枠組みを含む新しい条例体系を整備することとした。

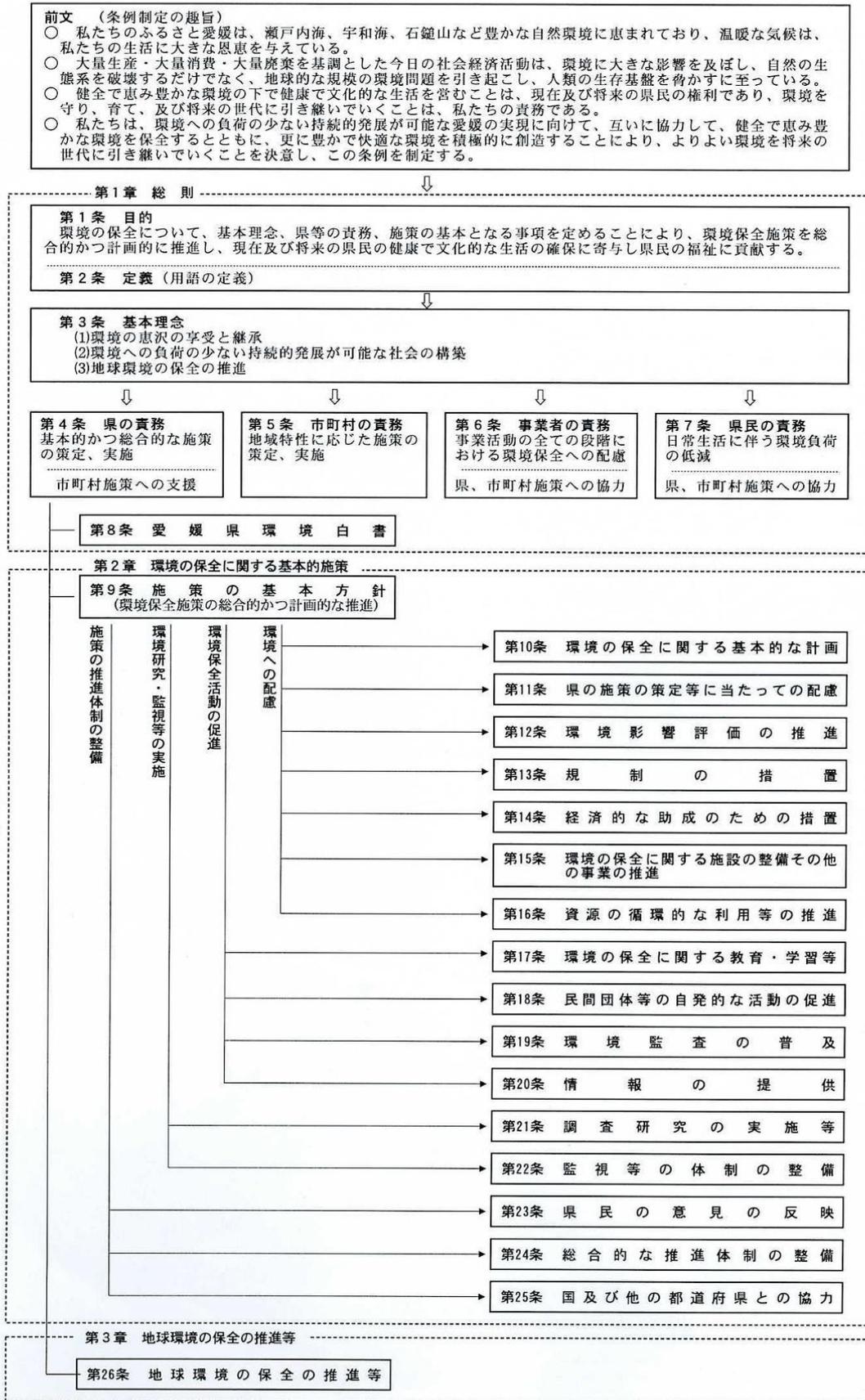
2 制定の経緯

平成7年8月に愛媛県環境審議会に「環境基本条例のあり方」について諮問し、審議会委員のうちから学識経験者や関係団体の代表等で構成する環境基本条例検討専門部会を設置して検討を行い、その答申を受けて、平成8年3月19日に「愛媛県環境基本条例」を公布施行した。

3 条例の位置付け及び構成

愛媛県環境基本条例は、これまでの公害の防止や自然環境の保全といった個別の条例の上位に位置付けられるもので、従来の規制的手法に加え、誘導的手法も取り入れることにより、施策の多様化を図り、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。その構成は、図1-2-1のとおりである。

図1-2-1 愛媛県環境基本条例の構成図



第3節 第四次えひめ環境基本計画

1 策定の趣旨

県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定した。その後、環境行政を取り巻く情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、環境政策のマスタープランとして、平成22年2月に「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、第一次計画の下、各種施策を展開してきた。

第一次計画後は、時代に応じた環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するため5年ごとに計画の見直しを行っており、平成28年2月に「つなごう未来へ『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を基本目標とする「第二次えひめ環境基本計画」を、令和2年2月には「環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を目指すべき将来像に掲げた「第三次えひめ環境基本計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、第三次計画のもと、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など環境行政における新たな課題に対応しながら、各種施策を展開し、持続的に発展が可能な社会に努めてきた。

令和6年度末に第三次計画の計画期間が終了したことから、当該計画における取組を継承し、着実に進めつつ、環境分野にとって勝負の年と言われる2030年（勝負の2030年）に向けて新たな環境課題にも適切に対応できるよう、「第四次えひめ環境基本計画」を策定した。

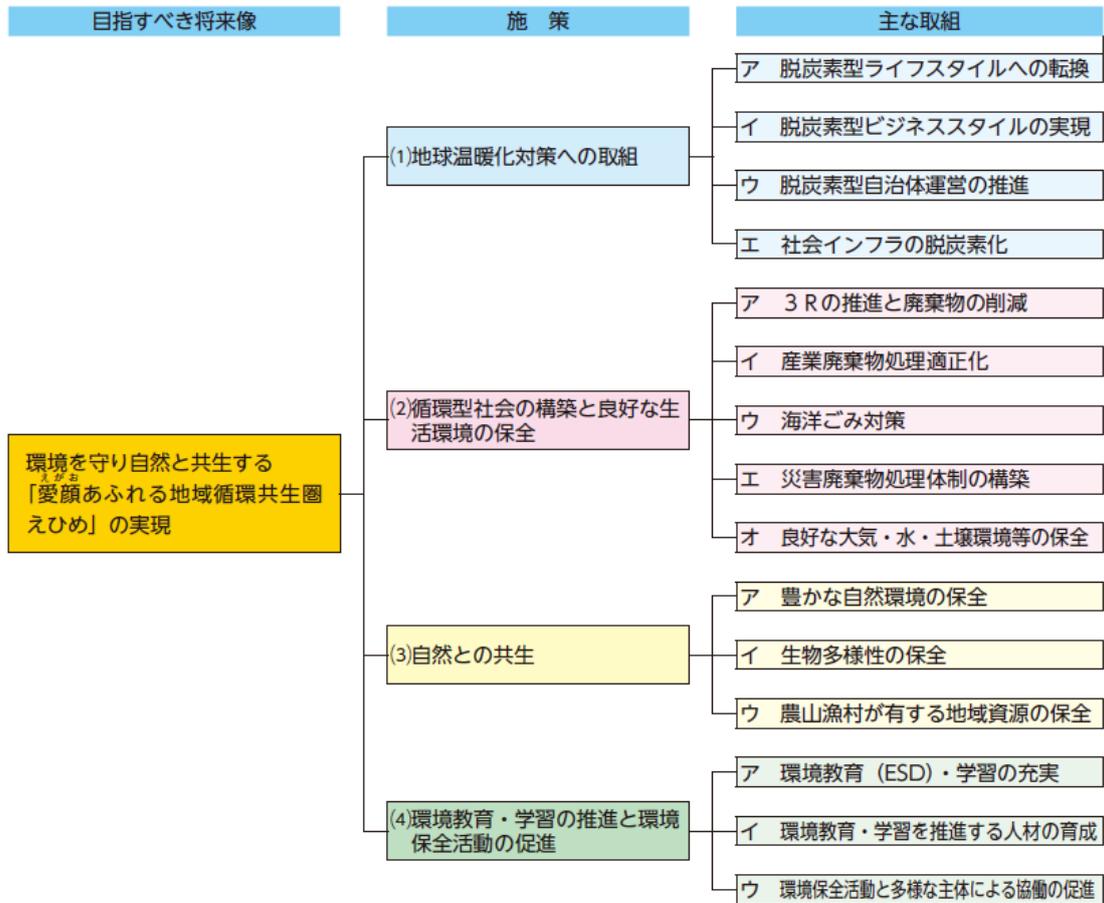
2 計画の概要

- ・策定根拠 愛媛県環境基本条例
- ・計画期間 令和7年（2025年）度から令和12年（2030年）度までの6年間
- ・目指すべき将来像

環境を守り自然と共生する「愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ」の実現

- ・計画の進め方 目指すべき将来像を実現するための施策として「地球温暖化対策への取組」「循環型社会の構築と良好な生活環境の保全」「自然との共生」の3施策に、未来を支える人づくりとして「環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進」を加え、4つの施策を軸に15の主な取組を展開する。

○政策体系



3 計画の位置付け



4 施策の展開

(1) 地球温暖化対策への取組



【主な取組】

- (ア) 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- (イ) 脱炭素型ビジネススタイルの実現
- (ウ) 脱炭素型自治体運営の推進
- (エ) 社会インフラの脱炭素化

【施策及び主な取組の指標】

指標名	基準値	目標値
温室効果ガス排出量（森林吸収分を差し引いた排出量）削減率	22,922 千 t-CO2（2013（平成25）年度）	2013 年度比△46%（2030 年度）
家庭部門の CO2 削減率	2,736 千 t-CO2（2013（平成25）年度）	2013 年度比△69%（2030 年度）
産業部門の CO2 削減率	12,349 千 t-CO2（2013（平成25）年度）	2013 年度比 △33.4%（2030 年度）
県の事務事業に伴う CO2 削減率	87,348t-CO2（2013（平成25）年度）	2013 年度比△50%（2030 年度）
県内の土木インフラ施設に係る電力消費により排出される CO2 削減量	333.8t-CO2（2023（令和5）年度）	569.52t-CO2（2026 年度）

(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全



【主な取組】

- (ア) 3Rの推進と廃棄物の削減
- (イ) 産業廃棄物処理適正化
- (ウ) 海洋ごみ対策
- (エ) 災害廃棄物処理体制の構築
- (オ) 良好な大気・水・土壌環境等の保全

【施策及び主な取組の指標】

指標名	基準値	目標値
一般廃棄物の1人1日当たり排出量	880 g/人・日 (2022 (令和4) 年度)	861 g/人・日 (2026 年度)
一般廃棄物のリサイクル率	16.0% (2022 (令和4) 年度)	28.0% (2026 年度)
産業廃棄物不適正処理事案改善率 (累積)	91.7% (2023 (令和5) 年度)	93.5% (2026 年度)
産業廃棄物不適正処理事案改善率 (単年度)	50.0% (2023 (令和5) 年度)	100% (2030 年度)
海洋ごみの回収量	512t (2023 (令和5) 年度)	600t (2026 年度)
海洋ごみ対策事業を行う市町の割合	40% (2023 (令和5) 年度)	100% (2030 年度)
災害廃棄物処理に係る訓練への自治体参加率	100% (2023 (令和5) 年度)	100% (2030 年度)
大気・水質環境基準達成率	87.9% (2022 (令和4) 年度)	100% (2030 年度)
環境基準達成率 (大気汚染)	87% (2023 (令和5) 年度)	100% (2030 年度)
環境基準達成率 (水質)	82% (2022 (令和4) 年度)	100% (2030 年度)
環境基準達成率 (ダイオキシン類)	100% (2023 (令和5) 年度)	100% (2030 年度)
環境基準達成率 (騒音)	86% (2023 (令和5) 年度)	100% (2030 年度)

(3) 自然との共生



【主な取組】

- (ア) 豊かな自然環境の保全
- (イ) 生物多様性の保全
- (ウ) 農山漁村が有する地域資源の保全

【施策及び主な取組の指標】

指標名	基準値	目標値
県土における自然環境エリア (自然公園、鳥獣保護区、里地里山等) の割合 (30by30)	10% (2022 (令和4) 年度)	30% (2030 年度)
自然公園、四国のみち利用者数	4,486 千人 (2023 (令和5) 年度)	4,565 千人 (2030 年度)
生物多様性についての認知度	65.3% (2023 (令和5) 年度)	85% (2030 年度)
農村漁村が有する地域資源の維持に向けた活動面積 (森林、農地、水路)	21,845ha (2023 (令和5) 年度)	22,000ha (2026 年度)

(4) 環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進



【主な取組】

- (ア) 環境教育（ESD）・学習の充実
- (イ) 環境教育・学習を推進する人材の育成
- (ウ) 環境保全活動と多様な主体による協働の促進

【施策及び主な取組の指標】

指標名	基準値	目標値
環境教育・学習参加者数	12,225 人 (2023 (令和5) 年度)	15,000 人以上 (2030 年度)
環境マイスター派遣回数	36 回 (2023 (令和5) 年度)	60 回 (2030 年度)
環境 NPO 法人数	153 団体 (2023 (令和5) 年度)	153 団体以上 (2030 年度)
えひめ環境大学延べ受講者数	7,876 人 (2023 (令和5) 年度)	10,300 人 (2030 年度)
「三浦保」愛基金環境保全・自然保護分野応募団体数	34 団体 (2024 (令和6) 年度)	35 団体以上 (2030 年度)

第4節 環境に関する調査研究

環境に関する調査研究は、科学技術の進歩や社会経済の変化の中で、環境の現況や将来像を解明し、広範囲に及ぶ環境問題を解決するための科学的基礎となるものであり、これまで環境汚染の状況の把握や汚染発生原因等の解明に一定の成果を上げてきた。

本県においては、昭和 47 年 4 月に公害研究所を設置し、科学的な公害行政の推進、公害の常時監視等を行うなど、調査研究に取り組んできたところであり、平成 10 年 4 月からは、衛生環境研究所として、環境全般に関する調査研究を行っている。

平成 12 年 4 月には、環境創造センターを設置し、大学や民間企業の研究者の客員研究員制度を設け、幅広い研究ネットワークの下で、自然環境再生のための研究や環境問題全般の研究を進めている。

また、幅広い分野の調査、研究を長期的、総合的な視点に立って推進するため、環境創造センターを核とした調査研究のネットワーク化の一層の強化、大学・民間との人的交流及び研究支援体制の充実、研究の中核機関としての研究機能の拡充強化を図っている。

愛媛大学においては、平成 11 年 4 月に愛媛大学沿岸環境科学研究センターを設立し、主に沿岸環境中の環境ホルモン等、瀬戸内海沿岸地域での環境科学に関する総合的な調査研究を行っており、この研究センター等との連携にも努めているところである。

令和 6 年度は、衛生環境研究所、農林水産研究所等において、各種調査研究等を実施している（資料編 13-1 参照）。